

京都市告示第 223号

介護保険法（以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から、法第78条の5及び法第115条の14の規定に基づき、当該指定に係る事業所の廃止について、次のとおり届出がありました。

平成20年8月12日

京都市長 門川 大作

1 届出者の名称

社会福祉法人 京都社会事業財団（会長 松原 義人）

2 届出者の主たる事務所の所在地

西京区山田平尾町17番地

3 廃止する事業所の名称

京都市桂川老人デイサービスセンター（介護保険事業所番号2674000050）

4 廃止する事業所の所在地

西京区下津林東大般若町32番地

5 廃止する事業所のサービスの種類

認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護

6 廃止年月日

平成20年7月1日

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）